

応急手当普及員講習について

応急手当普及員講習とは、「普通救命講習」を指導するための資格になります。

習志野市では応急手当を市民の誰もが当たり前のように行えるまちづくりを目指し、市民主導型の救命講習体制構築の実現を目指しています。

応急手当普及員講習では、普通救命講習の大切さを市民に対して普及啓発活動をしていただくと共に、普及員資格を取得していただきボランティア活動として市民に対して各種救命講習の指導にあたっていただくことを目標としています。

地域社会の発展に貢献し、自らも成長してみませんか。



3日間の講習を修了すると「応急手当普及員認定証」を交付致します。

講習の様子

「応急手当普及員」として認定を受けた後は、各種講習のお手伝いをしていただきます。講習には消防署で毎月「9」のつく日に開催する定期講習のほかに、市内の学校等に出向して行うこともあります。



市内学校